

広  
報

# 大洲

No.33

— おおず —

きらめき創造 大洲市  
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—



8月19日(日)、肱川緑地公園と肱北商店街を中心に、えひめYOSAKOI祭りin大洲が開催されました。「祭りが人を変え、人が街を革える」を合言葉に、20チームが熱い踊りを繰り広げました。

10  
2007

## 平成19年10月号

- ☆老人医療受給者のみなさんへ ..... P2
- ☆いのちの電話、骨髄バンク登録 ..... P3
- ☆10月は土地月間 ..... P5
- ☆藤樹まつりご案内 ..... P10

老人医療受給者のみなさんへ

老人医療受給者のみなさんへ

こんなときは市役所へ申請をしましょう

1 入院のとき

○市民税非課税世帯の人

老人医療の入院では、一部負担金と定額の食事代を支払うこととなりますが、市民税非課税世帯の人については、「老人医療の限度適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで負担が少なくて済みます。入院の際には、お近くの窓口で申請を行ってください。

☆申請に必要なもの

老人医療受給者証、保険証、認め印

☆長期入院の場合

入院が90日を超える場合は、食事代が減額される場合がありますのでお近くの窓口でご相談ください。

2 高額医療費の払い戻し

同じ月内に、次の表1にある医療費の自己負担限度額を超えて支払ったときは、申請し認められると後から高額医療費として払い戻しを受けることができますので、お近くの窓口で申請し

てください。なお、申請は変更のない限り初回のみとなります。

☆該当者への通知

払い戻しの該当者には、診療月の約2ヵ月後に文書にてご案内いたします。

☆申請に必要なもの

認め印、振込先のわかるもの

3 医療保険の変更

国民健康保険や社会保険など加入している医療保険が変わったときは、必ずお近くの窓口へ届け出てください。

☆申請に必要なもの

新しい保険証、認め印

申請・問い合わせはお近くの窓口で

市役所保険環境課老人保険係

☎ 2111 (内線156)

☎ 2111 (内線21)

☎ 2311 (内線223)

☎ 2311 (内線223)

☎ 2111 (内線152)

老人医療受給者の自己負担額 (月額)

表1

	外来 (個人ごと)	入院および世帯ごとの限度額
一定以上の所得がある人	44,400円	80,100円 + 医療費の1% (4ヵ月目以降) 44,400円
一般の人	12,000円	44,400円
低所得Ⅱの人	8,000円	24,600円
低所得Ⅰの人		15,000円

○一定以上の所得のある人とは

市民税課税所得が213万円以上の70歳以上の人のいる世帯で、同一世帯の70歳以上の合計収入額が1人のとき484万円以上、2人以上のとき621万円以上の人。

○低所得Ⅱの人とは

世帯全員が市民税非課税である人。

○低所得Ⅰの人とは

世帯全員が市民税非課税である人で、その世帯の各所得が経費などを差し引いたとき、0円となる人。

※特定疾病患者は、自己負担額が1ヵ月につき1万円までとなります。

※入院時の食事代や差額ベッド代などは、払い戻しの対象になりません。

平成18年度 大洲市の老人医療費の状況

老人1人当たり年間医療費 **78万8千円**

(愛媛県平均 83万0千円)

項目	件数	金額
診療費	入院	8,057件 36億6,567万円
	入院外	136,623件 24億3,497万円
	歯科	8,969件 1億4,165万円
調剤	34,581件	4億8,829万円
訪問看護療養費	161件	1,122万円
療養費 (コルセット、柔道整復、マッサージなど)	1,987件	1,972万円
合計	190,378件	67億6,152万円

月平均老人医療受給者数 (平成18年度) 8,581人

適正な受診を

人口の高齢化や生活習慣病など慢性的な病気の増加により、高齢者の医療費が増える傾向にあります。みなさんのちょっとした心がけで医療費の上昇をおさえることができます。

- ① 毎日の健康管理に気をつけましょう
- ② 重複受診はやめましょう
- ③ かかりつけ医をもちましょう
- ④ 定期的な健康診断で、病気の早期発見・治療を心がけましょう

いのちの電話・骨髄バンク推進月間

「いのちの電話」は、さまざまな悩みに苦しむ方々からの電話を24時間体制で受け付け、相談にあたっています。このたび、「フリーダイヤル」による電話相談が下記の期間、全国的に実施されます。



**期 間** 平成19年9月から平成20年3月までの期間、毎月10日の午前8時から翌日午前8時までの24時間

24時間、隣にいます。 2007年9月～2008年3月の毎月10日は、フリーダイヤル。ひとりで悩まないで、こころの苦しみを、お話しください。

# 自殺予防 いのちの電話

# 0120-738-556

9月10日より **毎月10日** 8:00～翌日8:00 (24時間・無料です)  
《2007年9月10日・10月10日・11月10日・12月10日 2008年1月10日・2月10日・3月10日》

あなたがつらいとき、  
ぜひ使います

※毎月10日以外は通常どおり、「愛媛いのちの電話」(☎089 (958) 1111) で相談を受け付けています。(通話料金は相談者負担)

毎年6,000人の人が、突然、白血病などの血液難病にかかっています。「骨髄液の提供(骨髄移植)」というあなたの善意が、骨髄移植以外に治療方法のない白血病や重症再生不良性貧血などの血液難病患者さんの命を救います。骨髄移植を成功させるためには患者さんと骨髄提供者(ドナー)の白血球の型(HLA型)を一致させる必要があります。しかし、HLA型は兄弟姉妹間で4分の1、他人では数百から数万分の1の確率でしか一致せず、まだ多くの患者さんが骨髄移植を受けられないでいます。

全国でドナー登録30万人、愛媛県でドナー登録3,252人を目標に、骨髄バンクへの登録を呼びかけています。愛媛県では「骨髄バンク登録窓口」を次のとおり開設していますので、18歳から54歳までの健康な人の登録をお願いします。

愛媛県内の骨髄バンク登録窓口

施設名	開設日	問い合わせ先	電話番号
大街道献血ルーム	毎日	松山市大街道2丁目6-6	089(932)0900
西条保健所	月曜日	西条市喜多川796-1 (企画課企画情報係)	0897(56)1300
今治保健所	月曜日	今治市旭町1-4-9 (企画課企画情報係)	0898(23)2500
八幡浜保健所	火曜日	八幡浜市北浜1-3-37 (企画課医療対策係)	0894(22)4111
宇和島保健所	火曜日	宇和島市天神町7-1 (企画課医療対策係)	0895(22)5211

※事前に予約をお願いします。(大街道献血ルームについては、登録のしおり「チャンス」を持参すれば、予約なしで登録できます。)

10月は、「骨髄バンク推進月間」です

骨髄バンクに登録を!

あなたを待っている人がいます

問い合わせ先

県庁 薬務衛生課 ☎089 (912) 2391  
 (財)骨髄移植推進財団 ☎ (0120) 445445 <http://www.jmdp.or.jp/>